

令和8年度 板橋区会計年度学校栄養士募集要項

この採用選考は、板橋区が採用する会計年度任用職員の候補者を決定するために実施するものです。

1 採用予定者数等

採用予定者数	勤務形態	勤務場所
若干名	年最大 223 日 原則 月 18 日または 19 日 (1 日 6 時間 45 分)	区立小中学校

2 募集対象者（資格等）

- ・栄養士免許を有する方
- ・地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない方 ※末尾の【参考】を参照して下さい。

3 任用期間

採用日（令和8年4月1日以降）から令和9年3月31日まで（予定）

※条件付採用あり（原則1か月）

4 選考内容

（1）選考方法等

第一次選考	書類（採用選考申込書及び課題作文）選考を実施します。 ・課題作文「学校給食における栄養士の役割について」(1,200字以内) ※この要項に添付された用紙を使用してください。
第二次選考	第一次選考合格者に対して、面接を実施します。 ※面接選考の詳細は、第一次選考合格者に対して別途通知します。

※採用選考申込書及び課題作文は返却いたしません。

※採用選考申込書及び課題作文は今回の選考のみに利用し、その他の目的には利用いたしません。

（2）選考結果発表

第一次選考 発表	令和8年2月上旬に通知予定 ※申込者全員に通知します。 ※第一次選考合格者には、第二次選考（面接）の日程をお知らせします。 ※第二次選考（面接）は2月中旬に、板橋区役所において実施する予定です。
第二次選考 発表	令和8年2月下旬に通知予定 ※内定者（第二次選考合格者）には、健康診断を実施します。健診日等につきましては、後日お知らせいたします。健康診断の結果、職務に支障があると判断された場合には内定が取り消されることもありますので事前にご了承願います。 ※健康診断実施後、別途任用の手続きをお知らせします。 ※配属校は、板橋区教育委員会が決定します。

5 申込手続き

申込締切	令和8年1月19日（月）まで
申込方法	<p>上記期間内に、次の書類を直接持参又は郵送で提出して下さい。</p> <p>(1) 令和8年度板橋区会計年度学校栄養士採用選考申込書（写真付）</p> <p>(2) 栄養士免許のコピー</p> <p>(3) 課題作文（この要項に添付された用紙を使用してください）</p> <p>■持参申込の場合：土・日曜日及び祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>■郵送申込の場合：期間内到着分のみ受付《必着》 封筒表面に「採用選考（会計年度学校栄養士）申込書在中」と朱書きして郵送してください。</p>
申込先	〒173-8501 東京都板橋区板橋2丁目66-1 板橋区教育委員会事務局学務課学校給食係あて TEL (03)3579-2617（直通）

6 勤務条件

(1) 報酬関係

- ア 報酬 日額13,257円（地域手当相当額含む）。
- ※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
- ※ 期末手当、勤勉手当の支給があります。
- イ 交通費 通勤に係る費用は実費を支給します（1か月の上限額：55,000円）。
- ウ 旅費 教育委員会学務課の招集する会議・研修等に出席する場合に支給します。
- エ 超過勤務 公務のため臨時又は緊急の必要があるときに、超過勤務を行った場合に支給します。
- （2）勤務日 年最大223日 原則として月曜日～金曜日のうち、月18日または19日勤務です。
- ※ 勤務日は給食の実施実態に合わせた割り振りとなります。
- （3）勤務時間 午前8時15分から午後3時45分まで（応相談）の1日6時間45分です。
休憩時間は午後1時30分から午後2時15分までの1日45分です。
- （4）週休日 日曜日、校長が定める日
- （5）職務内容
- ア 学校給食の運営に関する計画策定に参画する。
 - イ 学校給食の栄養管理・衛生管理及び作業管理を行う。
 - ウ 給食施設設備の維持管理及び改善に関する連絡調整を行う。
 - エ 学校給食の物資管理を行う。
 - オ 学校給食の給食費会計に関する事務を行う。
 - カ 学校給食に関する調査・統計を行う。
 - キ 学校給食に関する指導を行う。
 - ク その他学校給食の円滑な実施に関する必要な職務を行う。
- （6）休暇等 年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、介護休暇等があります。
- （7）公務災害補償 公務上の災害又は通勤による災害については、所定の手続きの後、認定された場合は保証されます。
- （8）加入保険 社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険の適用となります。

- (9) 健康管理 年1回の健康診断を実施します。
また、月2回の腸内細菌検査（検便）が義務付けられます。
- (10) 守秘義務 職務執行にあたり知り得た秘密は、雇用期間内・期間満了後に関わらず決して他に漏らしてはいけません。

〔参考〕地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎この選考に関するお問い合わせ先

板橋区教育委員会事務局学務課学校給食係（区役所北館6階[14]窓口）

住所：〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1 電話：03-3579-2617